

# 議員報酬に関する条例

1

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議員報酬の額)	(議員報酬の額)
第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 議長 月額 <u>970,000円</u>	(1) 議長 月額 <u>960,000円</u>
(2) 副議長 月額 <u>846,000円</u>	(2) 副議長 月額 <u>838,000円</u>
(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額 <u>789,000円</u>	(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額 <u>781,000円</u>
2・3 略	2・3 略
(期末手当)	(期末手当)
第3条 略	第3条 略
2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分の145に相当する額に <u>100分の147</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間	2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分の145に相当する額に <u>100分の142</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間

の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## イスラエル・パレスチナ情勢における早期の平和的解決を望む決議

今般のイスラム組織ハマス等パレスチナ武装勢力によるイスラエルに対する無差別攻撃は、特に罪のない一般市民に対する攻撃や誘拐など、どのような理由があっても正当化し得ず、また一方で、イスラエル国防軍の攻撃によってガザ地区において民間人に多数の死傷者が発生する深刻な事態となっている。

こうした情勢を踏まえて、鳥取県議会としては、現地における人道状況を大変憂慮するところであり、人道目的の一時的な戦闘休止と人道支援活動が可能な環境が早期に確保されるべきであると考える。

その上で、政府においては国際社会と協調し、人質の即時解放と一般市民や現地在留邦人の安全確保に万全を期すとともに、全ての当事者における国際法の遵守による事態の早期沈静化の働きかけに積極的に取り組むべきである。

併せて、我が国はこれまで「平和と繁栄の回廊」構想をはじめとする様々な取組に基づき、イスラエル・パレスチナを含む中東諸国・地域と良好な関係を築いてきたところであり、政府においてはこうした外交努力を通じて関係国やG 7など国際社会と緊密に連携し、中長期的な「二国家解決」によるパレスチナ問題の政治的解決に向けた模索を促しながら、公正で永続的な平和の実現に向けて対応されることを期待するものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

投票率低下を踏まえた政治参加を促す選挙制度改革と参議院選挙における合区の  
解消を求める意見書

我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出してきたが、平成28年7月の第24回参議院議員通常選挙以降、「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区による選挙となつた。都道府県制は近現代の我が国の地方自治機構の基盤となるものであるが、参議院選挙における合区によって地方の意見が国政に届けられなくなる現実に直面したことは、民主主義国家としてのあり方が問われる憂慮すべき状況である。

特に、本県においては、令和4年7月の第26回参議院議員通常選挙で史上初めて投票率が50%を下回ったところであり、また、令和5年10月に行われた徳島・高知合区選挙区における参議院議員補欠選挙においては、徳島県内の投票率が23.92%にまで著しく低下するなど、合区制度の弊害として極端な政治離れが進み、民主主義の崩壊が危惧されるような事態を招いている。

著しい人口減少が進む我が国において、持続可能な地域社会が構築されるためにも、中山間地域などの投票環境の整備のほか、深刻な議員のなり手不足を解消するための立候補環境の負担軽減や制限緩和を含めた選挙制度改革を図るとともに、憲法改正についての議論を排除することなく、参議院においては早急に合区を解消し都道府県単位による代表が国政に参加することが可能となる制度の構築を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長 様  
内 閣 総 理 大 臣  
総 务 大 臣

## 人口減少社会における食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた国産農畜水産物の安定生産と食料安全保障の強化を求める意見書

昨今の世界的な人口爆発による食料需要の増加や、気候変動に伴う自然災害の頻発化・激甚化、国際秩序の変容などによる食料生産・供給の不安定化は、食料輸入依存度の高い我が国の食料安全保障に対するリスクとなっている。特に、ここ数年にわたる燃油・肥料・飼料等の物価高騰は、我が国の大半を占める小規模な農畜水産物の生産現場にとって、事業経営に対する大きな圧迫要因となっている。

他方、我が国の食市場は、人口減少・少子高齢化が進む中で、今後さらなる縮小が懸念されるところであるが、並行して農業従事者や農村人口においても高齢化や離農・リタイヤによって加速度的な減少傾向にあり、中山間地域をはじめとする集落機能の低下や耕作放棄地の蚕食的拡大によって農山村が荒廃する懸念があるなど、生産機能の低下とともに国土保全の観点からも将来への不安を抱えているところである。

こうした情勢を踏まえて、国においては平成11年に制定された食料・農業・農村基本法の改正に向けた検討が進められているところであるが、法改正に当たっては、次の事項に係る措置が講じられるよう強く要望する。

- 1 中小・小規模経営を含む農畜水産物の生産現場の担い手確保と生産効率の向上を促進し、長期的な視点で我が国全体の食料生産・供給の安定確保策を講じることで、食料自給率の向上と食料安全保障の強化を図ること。
- 2 防災・減災効果など多面的機能を發揮する農地・農村の保全を図りながら、生産コストが適正に市場価格に転嫁されるなど、価格形成と消費拡大によって生産者の経営安定化に寄与する、持続可能な国産農畜水産物の安定生産体制の構築を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
總 務 大 臣 様  
農 林 水 產 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
内 閣 官 房 長 官

我が国の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応に当たっては、国と地方自治体が緊密に連携しながら行政機能を維持することが求められるが、これまで国が地方自治体に対して必要な措置を的確かつ迅速に実施する際には、個別法の規定に基づいて必要な指示を行うこととされてきた。しかしながら、現状、個別法の規定で想定されていない事態が生じた場合においては、その手続や対応に当たっての要件が明確化されておらず、現行憲法のあり方についての議論を含め、法制化の必要性が検討されているところである。

こうした中、今般、第33次地方制度調査会においては、地方自治法を直接の根拠として国の指示権を規定すべきとするなど、国が地方自治体に対して包括的に関与することを可能とする制度への移行が想定されているが、例えば「事態」が全国規模でありながら、その発生態様によっては全国一律ではなく地元の地方自治体が地域ごとに措置を講じることが最適と考えられる場合など、国の指示権の運用に当たっては今後十分な議論が尽くされるべき課題も多い。

また、これまで我が国の地方自治制度については、平成5年6月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」以来30年が経過する中で、国と地方による一定の役割分担の下に効果的・効率的に連携できる体制整備が進められてきた。

以上のような経緯を踏まえて、今般の国の指示権拡充の検討に当たっては、国による地方自治体への規制や関与が過剰とならない制度設計とするよう配慮するとともに、国と地方のパートナーシップがさらに強化される協働体制を整備し、地方の自主性・自立性を尊重し地域の実情に合った施策の実現を可能とするために適切な財源保障を行うことも含め、地方分権の推進を基調とした国と地方の関係構築を図ることを前提とするよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長  
參 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 様  
總 務 大 臣  
内 閣 官 房 長 官

## 松田正議員に対する辞職勧告決議

松田正議員は、令和4年度の政務活動費に係る県内宿泊費等の支出の必要性を裏付ける政務活動一覧の提出を怠ったまま、当該年度の政務活動費関係書類一式の公表日を迎えた。必要性が不明確な県内宿泊費等について報道され、県民から不正な計上ではないかとの疑念を招いた。その後、当初政務活動費として計上していた県内宿泊費等を返納しているものの、自身の記録管理が杜撰であったことが原因で、説明がつかない政務活動費を計上していたものであり、公金である政務活動費を扱う上の認識が非常に甘く誠実さに欠け、政務活動費制度の公正性に対する信頼を害したものである。

また、議員有志の活動組織であるゴルフ同好会において、自身が同好会の会計を管理できる立場にあることをを利用して、約6年9か月もの間、会員から徴収した同好会の資金を常習的に着服していた。発覚後に同好会に対して返金を行ってはいるが、このような身勝手な不正を続けていたことは、規範意識が欠如していると断じざるを得ず、到底許されるものではない。

我々鳥取県議会議員は、県民の厳粛な負託を受けて県議会という県政における最高議決機関を構成するものであり、県民の模範として法令を遵守することはもとより、議員としてふさわしい品位や高い倫理観を求められる立場にある。被審査議員の行為は、このような議員としての責務に反することは明らかで、県民の信頼を裏切り、県議会の品位を大きく傷つけたものであり、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例に基づき設置された鳥取県議会政治倫理審査会における審査の結果、議員辞職の勧告を行うことが相当であると結論づけられたところであり、鳥取県議会議員としての資質に欠けると言わざるを得ない。

よって、本県議会として、松田正議員に対し、自らの責任の重さを真摯に受け止め、直ちに議員を辞職されんことを勧告する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会